

平成19年度自然に親しむ運動実施要綱

- 1 名称 自然に親しむ運動
- 2 期間 平成19年7月21日から8月20日まで
- 3 趣旨 全国の自然公園、景勝地、休養地及び身近な自然地域において自然に親しむための行事を通じ、自然に対する理解を深め、自然環境の適正利用の普及を推進するとともに、自然を大切にする心を育む。
- 4 重点目標 自然とのふれあい
- 5 主唱 環境省
- 6 実施主体 環境省、都道府県、市町村、財団法人国立公園協会
- 7 協力 (社)ガールスカウト日本連盟 (財)休暇村協会
(財)国民公園協会 (社)国民宿舎協会
国民保養温泉地協議会 (財)自然公園財団
全国緑の少年団連盟 (社)日本ウオーキング協会
(社)日本オリエンテーリング協会 (社)日本温泉協会
(社)日本海洋少年団連盟 (社)日本環境教育フォーラム
(財)日本環境協会 (社)日本キャンプ協会
(財)日本サイクリング協会 (社)日本山岳ガイド協会
(社)日本山岳協会 (財)日本自然保護協会
(財)日本水泳連盟 (財)日本体育協会日本スポーツ少年団
(財)日本鳥類保護連盟 (財)日本釣振興会
(社)日本ネイチャーゲーム協会 (財)日本万歩クラブ
(財)日本野鳥の会 (財)日本ユースホテル協会
(財)日本レクリエーション協会 (財)ボーイスカウト日本連盟

(五十音順)

8 実施内容

本運動の趣旨の普及と促進を図るため、広く国民が自然に親しみ、かつ、自然に対する認識を新たにする契機となる諸行事を全国的に展開する。

(1) 広報活動 本運動の趣旨の普及及び重点目標の達成を図るため、新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、ポスター等による広報活動を行う。

(2) 行事

ア 平成19年度自然公園ふれあい全国大会の実施

11月17日及び18日に環境省は兵庫県、神戸市、財団法人国立公園協会との共催により、「自然公園ふれあい全国大会」を開催する。

イ 自然に親しむための野外活動の実施

自然に親しむための活動として、地域の実状に応じ、地域住民、関係諸団体等へ参加と協力を呼びかけて、自然観察会、ハイキング、キャンプ大会、登山、オリエンテーリング、美化清掃等、各種野外活動を実施する。

ウ 講習会等の実施

自然に親しむ実践活動としての野外活動のほか、野外活動指導者講習会等の各種講習会、講演会、映画会、展覧会、コンクール等の行事を実施する。

(3) 公園利用マナーの向上

公園利用マナーの向上等について適切な利用者指導を行うとともに、積極的な普及活動を実施する。

(4) 美化清掃活動の実施

良好な自然環境を適切に保全するため、環境美化キャンペーン、美化清掃活動等の積極的な推進を図る。

(5) 自然公園等における事故の防止

自然公園等、特に山岳地域及び海水浴場における事故を防止するため、施設の安全確保、適正な利用者指導等の必要な措置を講ずる。